

## ○村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成24年 5月29日

告示第273号

改正 平成26年 1月 7日告示第12号

平成30年 4月20日告示第173号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新エネルギーの活用により地球温暖化対策を推進するとともに地域経済の活性化を図るため、市内において住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象システム)

第2条 補助の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）とは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適したものであること。
- (2) 低圧配電線と逆潮流有りで連系したものであること。
- (3) 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること。
- (4) 設置前において未使用品であること及びリース契約による発電システムでないこと。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、又は居住しようとする者
- (2) 市内の既存戸建住宅、又は新築戸建住宅（併用住宅の場合は、住居部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）に発電システムを設置する者又は発電システムが設置された建売住宅を購入する者
- (3) 申請時において、市税等を滞納していない者
- (4) 自ら電力会社と電力受給契約を結ぶ者
- (5) 補助金の交付を受けようとする住宅を自ら所有する者又は所有する者と生計を一にする者
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電システム

設置前（発電システムが設置された建売住宅の場合は、引渡しを受ける前）に住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システム設置予定の位置図
- (2) 発電システム設置予定住宅及び屋根等を示す現況写真
- (3) 発電システムの形状、規格等が確認できるカタログ等の写し
- (4) 施工者を確認できる契約書の写し又は見積書の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しない旨の決定をした場合において必要があるときは、その理由を付して住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付するかどうかを決定し、その旨を住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、発電システム設置工事の完了後15日を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 発電システムの設置状況を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、

住宅用太陽光発電システム設置費補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第11条 市長は、第6条の規定による交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を当該システム以外の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（設備の処分等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により設置した発電システムを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年1月7日告示第12号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月20日告示第173号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

○補助金の額

区分	補助金の額
市内に従業員が常駐する事務所を有する事業者が発電システムを発注した者又は市内の建売供給業者から発電システムを設置した新築住宅を購入した者	発電システムを構成する太陽電池の最大出力（kw表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に1kw当たり100,000円を乗じて得た額とし、400,000円を上限とする。
上記以外の市外の事業者が発電システムを発注した者又は市外の建売供給業者から発電システムを設置した新築住宅を購入した者	発電システムを構成する太陽電池の最大出力（kw表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に1kw当たり80,000円を乗じて得た額とし、320,000円を上限とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)村上市長

申請者 住所  
氏名 印  
(電話)

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

住宅用太陽光発電システムを設置したいので、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所 村上市

2 設備容量及び補助金交付申請額

① 発電システムの設備容量	kW
② 補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円

施工者が市内業者の場合；②補助金交付申請額 = 100,000 × ①(kW)円(400,000円が上限)

施工者が市外業者の場合；②補助金交付申請額 = 80,000 × ①(kW)円(320,000円が上限)

3 補助事業の期間

(1) 着工予定日                     年           月           日

(2) 完了予定日                     年           月           日

4 添付書類

- (1) 発電システム設置予定の位置図
- (2) 発電システム設置予定住宅及び屋根等を示す現況写真
- (3) 発電システムの形状、規格等が確認できるカタログ等の写し
- (4) 施工者を確認できる契約書の写し又は見積書の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付条件

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次の理由により不交付と決定したので村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)村上市長

申請者 住所  
氏名 印  
(電話)

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、補助事業を変更・中止したいので、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更・中止の理由

2 変更時の設備容量、補助金交付申請額及び完了予定日

	変更前	変更後
① 発電システムの設備容量	kW	kW
② 補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円	円
③ 完了予定日	年 月 日	年 月 日

施工者が市内業者の場合；②補助金交付申請額＝100,000×①(kW)円(400,000円が上限)

施工者が市外業者の場合；②補助金交付申請額＝80,000×①(kW)円(320,000円が上限)

3 添付書類

(1) その他変更を証する書類等

様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助金について、村上市住宅用太陽光  
発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定  
しましたので通知します。

補助金の交付決定額 金 円



様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)村上市長

補助対象者 住所  
氏名  
(電話) ㊦

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた補助事業が完了したので、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 設置場所 村上市

2 設備容量及び補助金交付決定額

① 発電システムの設備容量	kw
② 補助金交付決定額	円

3 補助事業に要した期間

(1) 着工年月日 年 月 日  
(2) 完了年月日 年 月 日

4 補助金の振込先

金融機関名	
支店(出張所)名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
本人口座名義(カタカナ)	
口座番号	

5 添付書類

- 発電システムの設置に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し
- 発電システムの設置状況を示す写真
- 電力会社との電力受給契約書の写し
- その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金について、村上市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

補助金の確定額 金 円

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)